2017年度町田市教育委員会 第3回定例会会議録

- 1、開催日 2017年6月16日
- 2、開催場所 第三、第四、第五会議室
- 3、出席委員
 委員長佐藤 昇

 委員八並清子

 委員森山賢一

 委員坂上圭子

 教育長坂本修一
- 4、署名委員委員長委員

5、出席事務局職員	学校教育部長	北	澤	英	明
	生涯学習部長	中	村	哲	也
	教育総務課長	市	Ш	裕	之
	教育総務課担当課長	高	野		徹
	教育総務課担当課長	小	宮	寛	幸
	(学校運営支援担当)				
	施設課長	岸	波	達	也
	施設課学校用務担当課長	浅	沼	猛	夫
	施設課担当課長	細	Ш		智
	学務課長	峰	岸		学
	学務課担当課長	中	溝	智	章
	保健給食課長	佐	藤	浩	子
	指導室長	金	木	圭	_
	(兼) 指導課長				
	指導課担当課長	野	田	留	美
	指導課統括指導主事	熊	木		崇

勝又一彦

教育センター所長

教育センター担当課長 啓 林 教育センター統括指導主事 宇 野 賢 悟 生涯学習部次長 充 小 口 (兼) 生涯学習総務課長 早 出 満 生涯学習総務課担当課長 眀 (兼) 総務係長 生涯学習総務課担当課長 貴 志 高 陽 (兼) 文化財係長 生涯学習センター長 板橋 かおる 図書館長 沂 藤 裕一 図書館市民文学館担当課長 輝 吉川 (町田市民文学館長) 図書館副館長 中嶋 真 図書館担当課長 江波戸 恵 子 書 記 小泉宣弘 書 記 大河内 和歌子 書 記 田中みゆき 速 記 士 带刀道代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、提出議案及び結果

議案第18号 (仮称) 町田市教育プラン (2019年度~2023年度) 策定方針について

原案可決

議案第19号 町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則の一部を改 正する規則について 原 案 可 決

議案第20号 町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則の一部を改正する 規則について 原 案 可 決

議案第21号 教育委員会職員の休職に係る処分の臨時専決処理に関し承認を求めることに ついて 承 認

議案第22号 町田市立学校学校支援地域理事の任命及び解職の臨時専決処理に関し承認を

求めることについて

承 認

議案第23号 町田市東京都立高等学校等入学者選抜に係る成績一覧表調査委員会委員の委嘱について 原 案 可 決

議案第24号 町田市人権教育推進委員会委員の委嘱について 原案 可決

議案第25号 都費負担教職員の休職に係る内申について 原案 可決

議案第26号 都費負担教職員の休職に係る内申の臨時専決処理に関し承認を求めることに ついて 承 認

議案第27号 町田市障がい児就学相談委員会委員の解任及び指名について

原案可決

議案第28号 第30期町田市社会教育委員の委嘱及び解職の臨時専決処理に関し承認を求めることについて 承 認

議案第29号 第3期町田市生涯学習審議会委員の委嘱及び解任の臨時専決処理に関し承認 を求めることについて 承 認

議案第30号 町田市公立小学校PTA連絡協議会及び町田市立中学校PTA連合会の役員 への感謝状の贈呈について 原 案 可 決

議案第31号 町田市子ども読書活動推進計画推進会議委員の委嘱及び解任の臨時専決処理 に関し承認を求めることについて 承 認

7、傍聴者数 3名

8、議事の大要

午前 10 時 00 分開会

○委員長 ただいまから町田市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は坂上委員です。

日程の一部変更をお願いいたします。日程第2、本日の議案審議事項のうち、議案第21号、第25号、第26号は非公開案件ですので、日程第3、報告事項終了後、一旦休憩をとり、日程第4として、関係者のみお残りいただき、審議をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきたいと思います。

以下、日程に従って進めてまいります。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、教育長から報告をお願いいたします。 〇教育長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、私からは1点ご 報告させていただきます。

5月14日、日曜日でございましたが、町田市総合水防訓練が旧緑ヶ丘小学校跡地で行われましたので、これに参加をいたしました。

この訓練は、これから台風や集中豪雨などの水害の発生が予想される時期を前にしまして、町田市や町田消防署、町田市消防団などの9つの関係機関が連携を図って、町田市における水防体制を確認し、実践的な訓練を行って水災に備えるということを目的に、毎年実施されているものでございます。今回の訓練では、前日の雨の影響で会場の足場が大変悪くなっておりましたが、関係機関9団体からは485名が参加しまして、また市民の皆様をはじめとする見学者や来賓が202名いらっしゃいまして、合わせて687名の参加がございました。

この訓練では、河川からの越水や住宅への浸水防止のための各種の工法の実施訓練、並びに倒壊とか浸水した建物からの人命救助訓練などが実践的に行われましたが、中でも、小学校1年生から中学校3年生までの少年少女から構成されております消防少年団も参加しておりまして、土のう積みなどの作業で実にきびきびとした動きをしていたのが大変印象に残りました。

教育委員会所管の各学校施設などのほとんどが避難施設に指定されていることとか、文化財の保護にも大変なご協力をいただいていることもございまして、平素から町田消防署や町田市消防団等の皆様にはお世話になっているわけでございますけれども、今回の非常に統制のとれた訓練を拝見いたしまして、改めて大変頼もしく思ったところでございます。

今後も6月 25 日には町田市消防団のポンプ操法大会がリサイクル文化センターで開催されます。また8月27日には町田市総合防災訓練が相原中央公園を中心に予定されております。町田消防署や町田市消防団の皆様に感謝の気持ちをもって私も参加したいと思っております。

そのほかの主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。 私からの報告は以上でございます。

〇委員長 事務局から何かございましたらお願いいたします。

〇学校教育部長 現在、2017年第2回町田市議会定例会が開催されておりますが、学校教育部では文教社会常任委員会が6月2日及び6月15日に開催されましたので、ご報告させていただきます。

はじめに6月2日は、第46号議案として、小山小学校中規模改修工事請負契約と第47号議案として、南成瀬小学校中規模改修工事請負契約の2議案で、それぞれ議会での承認が必要な契約案件でございます。2つの学校とも建物の断熱性の向上や長寿命化、非構造部材の耐震化を図るための工事契約になりますが、夏休み期間中にサッシ等の改修工事を行うため、初日に文教社会常任委員会を開催し、2つの議案とも全員賛成で可決いたしました。

次に6月15日、昨日ですが、文教社会常任委員会が開催されまして、請願2件と補正予算が審議されました。1件目の請願第5号「町田市立公立小中学校図書館の早急な整備充実を求める請願」につきましては、2011年12月議会と昨年9月議会で同様の請願があり、いずれも採択されております。

その内容といたしましては、全ての公立小・中学校に専任・専門の学校司書を公募で配置すること、これを直ちに制度設計を行い、実施に取り組むことでございました。前回の請願を踏まえまして、改めて出された請願でございます。

請願の項目としては、学校図書館の整備充実を目指した改革案の早急な提示を求めること、そしてその改革案に基づいた早急な改革を進めること、また、地方交付税を学校図書館のために有効に活用することが挙げられておりました。陳述を含め、40分間の討議を行い、全員一致で採択という形になりました。

2件目は、補正予算でございます。小学校2校の給排水設備事業及び電気設備工事改修 事業と教育センターの駐車場整備に係るいずれも公共建設工事一般管理費等率の上昇に伴 う増額補正で、これについては質疑はなく、委員会として採決すべきものとして決定いた しました。

3件目、請願第 16 号は「いじめ事件に対して真摯に取り組むことを求める請願」でございます。これは 2015 年 12 月議会から継続審査となっておりまして、前回、3月 16 日の常任委員会以降の経過報告をさせていただきまして、裁判中ということもあり、今回も賛成多数で継続審査となりました。

報告は以上でございます。

〇生涯学習部長 私からは、6月15日に開催されました文教社会常任委員会の生涯学習部

所管分の審議についてご報告いたします。

生涯学習部の案件は、第 41 号議案「2017 年度一般会計補正予算」と行政報告でございました。

補正予算につきましては、堺市民センターの改修工事を行うため、センター内にある堺 図書館のシステム及び資料を工事期間中、移動、保管し、工事終了後に再設置するため委 託料を増額するもので、これに対しまして閉館中の代替サービス、本などの保管先、委託 の内容について質問をされた後、委員会としては可決となりました。

行政報告につきましては、生涯学習センターの7階ホールの天井の耐震改修工事をするため、本年8月7日から来年1月31日まで利用中止とすることを報告いたしました。委員からは利用者に対する案内の内容などについて質問がありました。

ご報告は以上でございます。

- ○委員長 続いて、各委員から報告をお願いいたします。
- **〇八並委員** 私からは2点ご報告いたしたいと思います。

5月、6月は、各小学校、中学校の運動会、体育祭が開催されました。今年度は開催予定日の天候が大変よく、延期したところは1校もないと伺っております。また大きな事故 もなく無事に開催されましたことをうれしく思います。

私が見学いたしました小学校では、入学して間もない1年生が、入学時にはちょっとおどおどしたような様子だったのが、しっかりと演技や競技に打ち込む姿を見ることができ、短い期間ではありますが、大きな成長が見られましたのは、学校教育の大変すばらしいところの1つだと思います。また、昨年来いろいろ問題に取り上げられておりますが、高学年での組み体操など、各学校のより一層の工夫が見られておりました。

また、見学に行きました小学校の校長先生からは、4月、5月に1年生のクラスに入ります生活補助者について、非常によい成果が出ている。1年生が新しく学校生活をスタートするに当たって、生活補助者がいることによって、学校として非常に落ちついて取り組むことができるということで、感謝の言葉をいただきました。

2点目は、障がい者青年学級開級式に行ってまいりました。6月4日にはひかり学級、6月11日には公民館学級の開級式に行ってまいりました。スタッフやご家庭のご協力に感謝するとともに、今年も安全で有意義な活動になるように応援したいと思いました。開級式の中では、学級の生徒さんたちがつくられた歌が発表されます。その歌は、彼らが生きていくことのうれしさや戸惑いなど、日々感じている心の奥底からの言葉が歌詞になって

おり、聞くたびに大変感動しております。5月にはそういった皆さんが集まって、「若葉と そよ風のハーモニーコンサート」も行われて、大変盛況だったと伺いました。皆さんのご 活動を今後も温かく見守っていきたいと思います。

私からは以上です。

○森山委員 それでは、私のほうから1点だけご報告をさせていただきたいと思います。

5月17日に実施されました藤の台小学校の指導主事訪問でございます。このときは指導主事の先生方と八並委員とご一緒させていただいております。校長先生のご案内のもとで、19学級全てを参観させていただいて、その後、研究授業並びに学校概要の説明を三好校長先生、神田副校長先生よりいただき、最終の研究協議、懇談まで八並委員と参加をさせていただいております。

印象的だったのは、教育委員会の事務局の指導課のご指導のもと、非常に綿密で詳細な教育計画、学校経営方針が示されていると感じました。特に、藤の台小学校と本町田東小学校、薬師中学校の3校で連携しながら、いわゆる学力向上モデル地区としての役割を担っているということで、学力向上チャレンジ校という9カ年の義務教育を踏まえた連携教育が特色として見てとれました。小中連携を深めながら、確かな学力の定着を図るという意味で、非常に注目するところがありました。

また、それにかかわって、藤の台小学校の家庭学習ルーティンということで、家庭学習をしっかりすることを児童や保護者の方々に啓発するなど、徹底した取組をなさっているということが、私としては非常に記憶に残っております。

学習環境につきましては、高学年の児童に、情報教育ということで、ICT等の情報モラル教育、情報活用能力を育てることを非常にしっかりとなされているという感じがいたしました。

児童の安全確保についても、下校時刻に合わせて、それぞれの学年が一斉に下校するということを毎日行っているとおっしゃっておられましたが、そういう特色ある教育活動が しっかりと根づいていました。

あと、私の率直な感想ですが、校内、教室内が非常に整理整頓されておりまして、挨拶 をしっかりやれる子どもたちというか、明るい雰囲気の学校でした。

また、初任の先生が3名いるということをお伺いしたのですけれども、若手の先生方とベテランの先生方でしっかりとフォロー体制を組まれているということも、校内研修等を見せていただいて感じました。

それから、学校の周辺、校舎の周りの理科と生活科の生きた教材の提供ということで、 そのあたりにも配慮がされておりました。芝生の管理が非常に大変だということで、地域 の方も学校の先生方も一緒になってやっておられるとお伺いしましたけれども、学校園等 の管理が非常に行き届いて、植物の継続的観察がしっかりとできるような、そういう理科 教育、生活科教育が行われているということを見せていただきました。そういう点でもま た、特色ある教育活動、特に確かな学力の定着に向けて、地道な努力をしておられるなと いう感じがいたしました。

私からの報告は以上でございます。

○委員長 藤の台小学校に対する森山委員の高い評価、ぜひ校長先生に事務局のほうから報告をしていただくといいかなと思いました。

○坂上委員 私からは1点ご報告させていただきます。

5月20日に町田市公立中学校PTA連合会定期総会に出席してまいりました。毎年この時期に行われる中P連の総会ですが、今年度は場所が、今まで行われていた会場を変更し、より広くなったため、出席できる人数も増え、市内20校の校長先生、副校長先生、新旧PTA役員が集まった光景は壮観とも言えるほど立派なものでした。私も昨年までPTA側で出席していましたが、立場を変えて改めて見ても、やはり中学校PTA連合会のつながりはすばらしいと再確認いたしました。

昨今、新聞やマスコミなどに、「PTAは必要か」、「PTAの存在意義は」など、マイナスな記事が目につきますが、こんな時代だからこそ、今の時代に合ったPTAをつくっていくことが必要だと私は強く思いました。確かにどこの学校も、PTA役員選びから実際の活動など、さまざまな面で、PTAになられた保護者の皆さんは本当に大変だと思います。PTAの皆さんは時間や余裕のない中で、子どもたちのために、学校のためにと一生懸命動いてくれています。マスコミが取り上げるようにPTAは必要ないと、実際PTAをなくしたら、学校との連携、地域との連携はどうやって築いていくのでしょうか。

大変だ、無駄だと言われつつも、この総会に出席しているPTAの皆さんの表情を見る限り、本当にきらきらと輝いていて、元気いっぱいのすばらしい笑顔でした。学校や子どもたち、地域への協力はもちろんですが、実はPTAになられた保護者の方自身が、ほかのものにはかえがたい一番貴重な経験をしているのではないかと思います。親が明るく元気で学校に携わっていることで、子どもたちの安心を得て、親同士の横のつながりがあることで、学校との信頼関係を結び、これらが地域とつながることで、町田市の子どもたち

が安心して学校へ行けるのだと思います。これからもPTAから人と人とのつながる大切 さをどんどん発信していってほしいと思いました。

報告は以上です。

○委員長 PTAは学校教育と強く結びついておりますが、PTA活動の窓口は生涯学習部でありますので、教育委員会としても学校教育部と生涯学習部が連携して取り組んでいく、そういう活動だなということを思っております。

それでは、教育長以下、各教育委員の報告につきまして、質問などありましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

以上で月間活動報告を終了いたします。

それでは、日程第2、議案審議事項に入ります。

教育長、お願いいたします。

- ○教育長 本日の議案第18号から第20号、第22号から第24号及び27号につきましては学校 教育部長から、議案第28号から第31号までにつきましては、生涯学習部長のほうからご説 明を申し上げたいと思います。
- ○委員長 それでは、議案第18号を審議いたします。学校教育部長から説明をお願いいたします。
- **○学校教育部長** 議案第18号「(仮称) 町田市教育プラン (2019年度~2023年度) 策定方針について」、ご説明いたします。

現行の町田市教育プランは、2018年度までの計画となっております。本件は、次期教育プランを策定するに当たり、その基本的な考え方、検討体制及びスケジュールを決定するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、1「現行の教育プランについて」をごらんください。現行の教育プランは、2014年度からの5カ年計画として2013年度に策定いたしました。今年3月に3年が経過し、これまでの重点事業の進捗状況につきましては、別紙の資料1に記載しておりますが、学校教育分野では学力・体力向上や地域と協働した学校づくりなどを、生涯学習分野におきましては、市民に対する学習支援事業や学習環境の整備を着実に進めてきたところでございます。

2ページをごらんください。 2 「教育環境を取り巻く状況について」でございますが、 国では2018年度からスタートする第3期教育振興基本計画の策定作業が進められており ます。また、学習指導要領が改訂され、小学校では2020年度から、中学校では2021年度か ら実施されます。

次の3ページの(2)「町田市の状況について」でございますが、少子高齢化の急速な進展に伴い、2020年をピークに町田市の人口は減少が見込まれております。このような中、2016年、昨年3月に「町田市公共施設等総合管理計画」が、今年3月には「まちだ未来づくりプラン」の後期実行計画である「町田市5ヵ年計画17-21」が策定され、新たな取組が開始されております。

3ページの3「次期教育プラン策定の考え方」でございますが、これまでの取組や環境の変化から明らかになった課題として、町田市の児童・生徒の学力・体力、また、次のページになりますが、道徳教育の充実、地域・家庭・学校でのさらなる連携や協働、公共施設再編の動向を踏まえた教育施設や生涯学習施設の再構築、市民学習ニーズの施策への反映などが挙げられます。これらを踏まえまして、市長部局や他の機関とも連携を図りながら、町田市ならではの魅力的な教育及び学習の施策や事業を構築してまいります。

次に、5ページになります。本計画の期間は2019年度から2023年度までの現行と同じ5 カ年計画として、基本目標、基本方針と、具体的な施策の方向性を示す政策を新たに定め てまいります。

「検討体制」といたしましては、6ページでございますが、「町田市教育プラン策定検討委員会」を設置し、その作業部会として「家庭、地域、学校の連携・協働による教育推進部会」、「学校教育分野作業部会」、「生涯学習分野作業部会」を設置いたします。また、有識者や保護者の代表から選出したアドバイザーから助言を求めるとともに、町田市生涯学習審議会から答申を得る予定でございます。

最後に、資料2になりますが、策定のスケジュールでございます。今年9月に予定をしております市民意識調査や、2018年2月に予定している骨子案の提示、来年10月に予定しておりますパブリックコメントなどを経て、2019年3月に公表する予定でございます。

今後の進捗状況につきましては、教育委員会で適宜、情報提供し、教育プランの策定を 進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

町田市教育プラン2019年度-2023年度の策定方針が本日議決されますと、この方針に基づいて、教育プランの作成に取りかかるということになるかと思います。

本日提案されました策定方針につきましては、この方針がまとまる前に、私どもも幾つ

か発言させてもらった機会がありますけれども、このように方針がまとまったのを今見させていただいた中で、ご意見なり感想なりございましたら、教育委員のほうからお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〇八並委員 私たちも新しい教育プランの策定に当たって、一層気を引き締めなければいけないと気持ちを新たにしているところでございます。

まず「方向性」という中に、「町田市ならではの魅力的な教育施策及び事業を構築する」 とあります。非常に具体的なことを、今後、順次考えていかなくてはなりませんけれども、 町田市ならではの魅力ということをどのように捉えたらよいかなと思っております。その 点に関しては、何か具体的な、あるいはこのような方向性というものがあるのでしょうか。

- **〇委員長** 現段階で何かイメージするものがありましたらということですが、今後検討されていくとは思うのですけれども、あればご紹介いただければと思います。これからですということであればそれで。
- ○教育総務課長 町田市ならではの魅力的な施策ということでございますが、今後の検討の中で具体的にしていきたいと考えております。ただ、やはり町田市が選ばれる町になるというところを踏まえて、そういう視点をまず第一にもちながら、具体的な施策というものを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○森山委員 非常に重要な案件かと思います。私からは、この教育プランの策定方針についての感想といいますか、少し考えている点をいくつか述べさせていただき、それから1点だけお伺いをしたいと思います。

最終的な案を見せていただきまして、よいなと思った点がいくつかあります。まずは、 各計画と教育プランとの関連について、十分すり合わせを行って、その中で有機的な関連 のもとに方向が示されるという点は非常に重要なところではないかなと思いましたが、そ こが明確に示されているということ。

次に、検討組織体制についても、先ほど作業部会というお話もございましたが、そのあたりの役割がやはりしっかりと明確に、詳細に示されているという点が非常に重要だと思いましたが、ここにそれが示されている点。

3点目として、市民の意識調査、そしてパブコメ等を踏まえて策定がなされるという意味でのプロセスが明確に示されている点が、この中で読み取れるかと思います。

4点目が、スケジュールについても、非常に詳細なスケジュールを今回お出しいただき

ましたので、この中で我々あるいは市民の方々にも、この後、方向がどういう形で決まっていくのかということが非常にわかりやすく示されているかと思います。そういう面では、 私としては非常にしっかりとした策定の方針が示されたのではないかと思います。

最後に1点、質問というか、お伺いしたい点でございますが、8ページに(8)「市民参加」という項目をお示しいただいております。私、先ほども3点目で、この点は非常に重要だということを申し上げましたが、このことが明確に示されていることが非常にいいと思っています。市民の意識調査の中で、調査の対象者については、一般市民の方とするということで、学校分野は市立の小・中学校の保護者等ということで示されていますが、この市民意識調査というのはどういう形で行うのか。今の時点で結構でございますので、状況がおわかりであれば、この点についてお伺いしたいと思います。

それにかかわって、「パブリックコメント」のところでも、「町田市パブリックコメント 実施要綱に基づき」ということで、お示しをいただいておりますが、パブコメについても、 市民の参加ということが非常に重要な観点だと思いますので、今の時点で想定する範囲の 中で、もしお答えできましたら、お教えいただければと思います。

以上です。

- ○委員長 資料2を見ますと、「市民」という欄に、今年度の8月に調査票が決定されて、9月に市民意識調査が行われる。パブリックコメントは、さらにプランの原案ができた段階だと思いますけれども、この市民意識調査はかなり速いスピードで進められるようですが、このことに関するご質問ということで。
- ○教育総務課長 ご質問ありがとうございます。今回の計画を立てるに当たりまして、今までの教育施策を踏まえての課題出しとともに、さまざまな社会の、環境の変化といったところも、やはり市民の方、学校教育で言えば保護者の方を中心にということになろうかと思いますが、その声を聞くといったようなことは非常に大事だと考えております。

具体的に市民意識調査及びパブリックコメントに関しまして、どのような形にするかということについては今検討中でございますが、今申し上げた、やはり我々行政側の視点とはまた別の形での視点といったところを大事にして、調査の項目としては設定していきたいと考えております。

以上でございます。

- ○委員長 続いて、坂上委員、いかがでしょうか。
- ○坂上委員 策定方針が大まかに決まりまして、特に私としましては、家庭、地域、学校

の連携のところにちょっと注目しております。特に家庭での協力、家庭でできることということで、そこをもう少し強く力を入れたいなというような個人的な思いがあります。パブリックコメントや意識調査などで、保護者の方からの意見やいろいろな話を多く取り入れて、策定方針へ肉づけをして、しっかりしたプランができればと思っております。家庭の力というのは今一番重要ではないのかなと私自身感じておりますので、今後もこの教育プランの策定について、私もいろいろ力になっていけたらと思っております。

以上です。

○委員長 私からも2点ほど思いを語らせていただきたいと思います。

1点目は、坂上委員と近い内容になりますが、5ページの(4)の2つ目の丸に基本方針が示されていて、新しいプランもこの4つの基本方針でいく。2つ目に「家庭・地域・学校の連携・協働に関する方針」、これを掲げて、具体的な施策をこれから考えていくということだろうと思いますが、具体的な施策を考える際に、家庭あるいは地域の教育力の充実という観点での施策も検討していただきたいというのが私の思いです。

関連して、2ページの中ほどの(1)「国・都の動向について」の3行目に「文部科学省は」で始まる文章があります。その中で、「家庭・地域の教育力の充実」という表現がなされております。文部科学省の教育施策に関する基本的な考え方としても挙げられておりますので、地域の教育力というのはなかなかイメージしにくいですけれども、少なくとも家庭の教育力の充実ということが、単に連携・協働というだけではなくて、もう一歩踏み込むことができたらいいなと思っております。施策を考える際に、もしうまく取り入れられたら取り入れていただきたい、これが1点です。

それからもう1つは、教育プランの骨組みの部分が現在も教育大綱の内容にもなっているわけですけれども、新しい教育プランができて、教育大綱がどうなるのか、これは市長が決めることですから、どうなるかわかりませんが、同じような考え方で教育大綱が決められていくとしたら、子どものことで言えば、小学生、中学生だけで済まないだろう。

現在も幼稚園、保育園と小学校との連携ということが進められておりますけれども、学校教育を考えるいろいろな施策の中で、幼稚園、保育園と小学校とのつながりの問題、それから中学校から高等学校へのつながりの問題、このあたりも忘れずに、小中の教育だけに狭めるのではなくて、小学校へ上がる前の教育の流れ、中学校を卒業してからの教育の流れ、こういうものも視野に入れて施策を考えていただけるとありがたいなと思います。この教育方針については、私はこれで十分だろうと思っております。

ほかにご意見はございますか。

それではお諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第19号を審議いたします。

〇学校教育部長 議案第19号「町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、保有個人情報の写しの交付に要する費用の負担額を明確にするため、改正するものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、一番下の4 「補足説明」をごらんください。町田市情報公開条例施行規則及び町田市個人情報保護条例施行規則に公文書の写しの作成及び送付に要する費用の負担に関する規定を整備することに伴い、同様の事務について定めるこの規則についても同様の規定を整備するため、改正するものでございます。

なお、費用の負担額につきましては、町田市情報公開条例施行規則及び町田市個人情報 保護条例施行規則に規定する負担額と同額といたします。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問ございますか。—— よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第19号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続いて、議案第20号を審議いたします。

〇学校教育部長 議案第20号「町田市教育委員会を実施機関とする情報公開に関する規則 の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、公文書の写しの交付に要する費用の負担額を明確にするため、改正するものでございます。

議案第19号では個人情報の保護に関する規則で、こちらにつきましては情報公開に関す

る規則の一部ということで、おめくりいただきますと、補足説明がございますが、議案第 19号と同じ内容になっております。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

19号、20号、内容は違いますけど、趣旨は同じということであります。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問ございますか。

それではお諮りいたします。議案第20号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第22号を審議いたします。

○学校教育部長 議案第22号「町田市立学校学校支援地域理事の任命及び解職の臨時専決 処理に関し承認を求めることについて」、ご説明いたします。

本件は、町田市立学校の管理運営に関する規則第13条の4の規定に基づき、別紙のとおり学校支援地域理事を任命及び解職するため、2017年6月1日及び同7日に臨時専決処理をしましたので、教育委員会において承認を求めるものでございます。

任期は2018年3月31日まででございます。

1 枚おめくりいただきますと、5月1日付で新たに任命した小学校4名、中学校1名の 記載がございます。

もう1枚おめくりいただきますと、小学校3名の方の解職の名簿がございます。解職日はそれぞれ5月1日付、10日付、17日付となっております。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問ございますか。

任命と解職を比較いたしますと、町田第四小学校、鶴川第二小学校、南第三小学校は、 前任の方がそのお立場でなくなったので、その後任の方ということだと思いますが、鶴川 第四小学校と薬師中学校はどういう経緯ですか。

○指導室長(兼)指導課長 学校支援地域理事につきましては、各学校7名まで任命できることになっております。この2校につきましては、そこの人数まで達せずに、まだ空きがあったところで、さらに任命をしたということでございます。

〇委員長 ほかにございますか。

それではお諮りいたします。議案第22号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第23号を審議いたします。

〇学校教育部長 議案第23号「町田市東京都立高等学校等入学者選抜に係る成績一覧表調 査委員会委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。

本件は、町田市東京都立高等学校等入学者選抜に係る成績一覧表調査委員会設置要綱に 基づき、委員として委嘱するものでございます。

任期は2018年3月31日までです。

1 枚おめくりいただきますと、委嘱日が7月24日で、委員の方20名の名簿がございます。 説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問ございますか。

念のため、毎年実施している調査委員会で、メンバーは校長先生ということで変わりないですね。

- ○学校教育部長 例年と特に変更はございません。
- **〇委員長** ほかにございますか。

それではお諮りいたします。議案第23号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

続いて、議案第24号を審議いたします。

〇学校教育部長 議案第24号「町田市人権教育推進委員会委員の委嘱について」、ご説明申 し上げます。

本件は、2017年3月31日をもって町田市人権教育推進委員会委員の任期が満了しましたので、町田市人権教育推進委員会設置要綱に基づき、別紙12名を委員として委嘱するものでございます。

任期は2018年3月31日までとなっております。

1ページおめくりいただきますと、委員名簿、12名が記載されております。 説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問ございますか。 改めましてこの人権教育推進委員会という会の役割といいますか、性格といいますか、 そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○指導室長(兼)指導課長 町田市人権教育推進委員会の役割についてでございます。まず人権教育を推進するための教育内容、教育方法等及び授業改善の研究を行います。また、教職員に対し、人権意識を喚起し、資質の向上を図るための研究及び広報の発行を行うものでございます。この方たちに町田市の人権教育の推進役として役割を果たしていただくというものでございます。

以上でございます。

○委員長 ほかに質問ございますか。

それではお諮りいたします。議案第24号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第27号を審議いたします。

〇学校教育部長 議案第27号「町田市障がい児就学相談委員会委員の解任及び指名について」、ご説明申し上げます。

本件は、町田市障がい児就学相談委員会委員について、1名の委員から辞職の申し出が あったため、別紙のとおり解任するとともに、新たに1名を指名するものでございます。

なお、任期は、町田市障がい児就学相談委員会設置要綱第4条に基づき、前任者の残任期間である2018年5月31日まででございます。

1枚おめくりいただきますと、6月16日付で解任の委員と新たに指名する委員の名簿がございます。

説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問ございますか。 それではお諮りいたします。議案第27号は原案のとおり決することにご異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第28号を審議いたします。

〇生涯学習部長 議案第28号「第30期町田市社会教育委員の委嘱及び解職の臨時専決処理 に関し承認を求めることについて」でございます。

本件につきましては、町田市社会教育委員の設置に関する条例に基づき、別紙のとおり 第30期の社会教育委員の委嘱及び解職をするため、5月26日に臨時専決処理を行いました ので、教育委員会において承認を求めるものでございます。

なお、任期は2018年3月31日までです。

1 枚おめくりください。町田市社会教育委員のうち、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」として推薦をいただいている町田市立中学校 P T A 連合会から、役員の任期満了に伴う後任の推薦がありましたので、5月31日付の解職と6月1日付の委嘱となっております。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問ございますか。

それではお諮りいたします。議案第28号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第29号を審議いたします。

〇生涯学習部長 議案第29号「第3期町田市生涯学習審議会委員の委嘱及び解任の臨時専 決処理に関し承認を求めることについて」でございます。

本件につきましては、町田市生涯学習審議会条例に基づき、別紙のとおり第3期の生涯 学習審議会委員を委嘱及び解任するため、5月26日に臨時専決処理を行いましたので、教 育委員会において承認を求めるものでございます。

なお、任期は2018年3月31日までです。

1 枚おめくりください。選出区分である社会教育委員の「家庭教育の向上に資する活動を行う者」として推薦をいただいている町田市立中学校 PTA連合会から、役員の任期満

了に伴う後任の推薦がありましたので、5月31日付の解任と6月1日付の委嘱となっております。

説明は以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何か質問などありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。議案第29号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第30号を審議いたします。

〇生涯学習部長 議案第30号「町田市公立小学校PTA連絡協議会及び町田市立中学校PTA連合会の役員への感謝状の贈呈について」でございます。

本件につきましては、町田市公立小学校PTA連絡協議会及び町田市立中学校PTA連合会の役員として、町田市の教育の振興及び発展に寄与された役員に対し、町田市教育委員会感謝状の贈呈に関する要綱第3第5号に基づき、感謝状を贈呈するものです。

1 枚おめくりください。対象者は4名でございます。役員として2年以上活動し、かつ、 協議会等の代表者、会長または副会長を経験した者という基準に該当いたします。 説明は以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明につきまして、質問などありましたらお願いいたします。

- **〇八並委員** このようにPTA活動に携わった方に感謝状を贈れることは大変うれしいことだと思いますが、実際にはどのような形でこの方々に贈呈をされるのでしょうか。
- **〇生涯学習部次長 (兼) 生涯学習総務課長** この議案が承認されましたら、今度予定して おりますが、6月22日に教育長から感謝状の贈呈をするような形になっております。
- ○委員長 ほかにございますか。

それではお諮りいたします。議案第30号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇委員長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第31号を審議いたします。

〇生涯学習部長 議案第31号「町田市子ども読書活動推進計画推進会議委員の委嘱及び解 任の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」でございます。

本件につきましては、町田市子ども読書活動推進計画推進会議設置要綱第3の規定に基づき、別紙のとおり委員の委嘱及び解任を行うため、5月30日に臨時専決処理をいたしましたので、教育委員会において承認を求めるものでございます。

なお、任期は2017年7月31日までです。

1 枚おめくりください。選出区分である町田市立中学校PTA連合会から、役員の任期満了に伴う後任の推薦をいただいたものと、欠員となっていました「図書館又は学校図書館に係わるボランティア」の選出区分について調整がつきましたので、5月31日付の解任と6月1日付の委嘱となっております。

恐れ入りますが、別紙の裏面の参考資料中、前山世津さんの所属・選出団体のところに「鶴川中学校」となっておりますが、正しくは「鶴川第二中学校」でございます。訂正をお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、何かありましたらお願いいたします。

それではお諮りいたします。議案第31号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

それでは日程第3、報告事項に入ります。

追加の報告はございませんか。

○八並委員 ちょっとお尋ねしたいことがございます。先日来、報道などで、取手市や横 浜市など、いじめに関する各市の教育委員会の対応が問題視されています。私も大変身近 な方から教育委員会に対する疑問や不信感を聞くことがありました。これらの事例につい て、私自身は町田市ではもっと違った対応ができたのではないかと感じております。もし いじめが疑われるような状況が発生した場合、町田市では実際にはどのような対応をして いるのか、その手順等改めて教えていただきたいと思います。 **〇委員長** ただいま八並委員からご質問がありました、いじめが疑われる事態が生じた場合の対応方法について、追加で報告をお願いしたいと思いますが、よろしいですね。

それでは教育長から報告をお願いいたします。

- ○教育長 本日の報告事項は、ただいまお話がありました追加の報告を含めまして、全部で9件ございますが、それぞれの詳細につきましては、担当者のほうからご説明申し上げたいと思います。
- ○委員長 それでは、報告事項(1)について、担当者から説明をお願いいたします。
- ○教育総務課長 私からは報告事項(1)「町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱の一部改正について」、ご報告をさせていただきます。

まず、こちらの要綱でございますが、町田市教育委員会が設置いたします非常勤嘱託員の任用、勤務条件等に関しまして定めるものでございます。今回、市長部局で同様の要綱の改正がございましたので、それに準じまして改正をするものでございます。

改正理由といたしましては、介護時間及び部分休業の制度を新設するための改正でございます。

改正内容といたしまして、まず1点目、介護時間に関する規定を加える内容でございます。具体的には、第24に定められておりますが、育児・介護休業法の改正に伴いまして、2週間以上にわたり介護が必要な者の世話を行うため、30分を単位といたしまして、1日2時間以内の介護時間が取得できるとする規定を加えております。

2点目でございますが、部分休業に関する規定の追加でございます。具体的には第26に追加をされておりますが、小学校就学の始期に達するまでの子の養育のために、勤務時間のはじめまたは終わりに、30分を単位といたしまして、1日2時間以内の部分休業を請求できるとする規定を加えたものでございます。

その他、文言の整理を行いました。

施行期日でございますが、2017年4月1日から適用いたします。

報告は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問ありますか。──よろしいですか。 市長部局の改正と合わせて、ということであります。

それでは、報告事項(2)、お願いいたします。

○教育総務課長 報告事項(2)「2016年度町田市立学校施設における防犯カメラの管理状況について」、ご報告をさせていただきます。

町田市立学校施設における防犯カメラの設置及び管理に関する要綱に基づきまして、管理責任者でございます学校長から、2016年度における防犯カメラの管理状況につきまして報告がございましたので、ご報告いたします。

なお、今回ご報告いたします防犯カメラでございますが、学校敷地内に設置しているものでございます。通学路の防犯カメラにつきましては、後ほどご報告をさせていただく予定でございます。

それでは、まず1点目、防犯カメラの設置台数でございますが、小学校が177台、中学校が86台、合計で263台となってございます。こちらは2015年度と変化はございません。

2点目の映像データの再生状況でございます。まず(1)校門付近の不審者の確認でございますが、7校で8件。(2)校地内への侵入者の確認でございますが、こちらのほうは4件で2校。(3)いたずら等生活指導上の確認につきましては、3件で3校ということでございます。前年度との比較でございますが、表のとおりとなってございます。2015年度と比較いたしまして、校門付近の不審者の確認は1件減、校地内の侵入者の確認は4校で4件減となっております。

映像データの再生事由のうち、その他でございますが、11件ございます。その中で一番 多い事由といたしましては、警察による校地外事件、交通事故の捜査のための映像再生と いうことで、このうち7件がその内容となってございます。

続きまして、項目3、外部提供の状況でございます。提供の理由といたしましては、警察署から、捜査関係事項照会書に基づきまして、捜査資料として映像データの提出をいたしました。件数といたしましては、合計で5校で6件でございました。

提出方法につきましては、警察が用意いたしました媒体、DVD等でございますが、こちらの媒体による提供でございます。

報告は以上でございます。

○委員長 次の報告事項(3)を報告していただいて、2つの報告事項についてあわせて質問などをいただきたいと思います。私の認識で言えば、今の報告事項(2)は、学校施設内に防犯カメラが設置されているものについての報告でありました。たしか1校に4台もしくは5台ほど設置されていたかと思います。報告事項(3)のほうは、小学校の通学路に防犯カメラを設置しているということで、2つに分けて私たちも理解したいと思います。

それでは報告事項(3)、お願いいたします。

○学務課長 それでは、報告事項(3)「『町田市立小学校通学路防犯カメラ整備事業』の 進捗状況について」、ご説明いたします。

町田市立小学校通学路における防犯カメラの設置及び管理に関する要綱第10の1項に基づきまして報告をさせていただくものです。

- まず(1)「防犯カメラ設置台数」でございますが、2014年度、1校5台、2015年度、11校55台、2016年度、15校75台、現在、27校135台の防犯カメラが稼働してございます。
- (2)「映像データの外部提供状況」でございます。要綱第8の1項に基づき、捜査資料として映像データを提供させていただきました。依頼件数としましては12件、町田警察署、目黒警察署のほうから依頼がございまして、提供台数は、12件中34台のカメラの映像データをDVDに保存し、提供させていただきました。
- 2 「2017年度の整備予定について」でございますが、こちらに記載してございます整備 校15校に整備をする予定でございます。2017年度、この15校に整備をいたしますと、市内 全42校の小学校の通学路に、210台の防犯カメラが整備をされ、こちらで完了予定となって ございます。

説明は以上でございます。

- ○委員長 それでは、報告事項(2)及び報告事項(3)につきまして、質問などありましたらお願いいたします。
- ○森山委員 1点お伺いしたいと思います。先ほど委員長より、報告事項(2)と(3)の関係について、案件をわかりやすく整理をいただいたわけですけれども、特に報告事項(2)については、「学校施設における」という文言がございますとおり、管理責任者は学校長ということが、本日の資料の文言から読み取れるわけでございますが、通学路の防犯カメラについては、管理責任者はどのような方が担っておられるのでしょうか。その点について、報告事項(2)と(3)との関係の上でお示しをいただければありがたいと思います。

以上です。

- **〇学務課長** 通学路の防犯カメラの管理につきましては、管理責任者が学務課長ということになってございます。
- **〇委員長** 学校施設は校長、小学校の通学路は学務課長が管理の責任者であるということで今確認させていただきました。

ほかにございますか。 ——よろしいですか。

それでは報告事項(4)、お願いいたします。

〇生涯学習部次長(兼)生涯学習総務課長 報告事項(4)「町田市有形文化財指定記念 第 1回特別展『村野常右衛門関係史料』(後期)の開催について」、報告させていただきます。

開催趣旨ですが、本年1月に「村野常右衛門関係史料」が町田市指定有形文化財に指定 されたことを記念し、開催するものでございます。

その史料群を前期、後期に分けて、紹介してまいりますが、まず前期では、常右衛門の 民権家、政治家としての活動を中心に、現在、紹介をしております。後期ですが、常右衛 門の企業経営者としての活動や村野家の人々を中心に紹介をいたします。

開催期間は7月15日、土曜日から9月3日、日曜日までとなっております。

また、関連事業といたしまして、講演会を2回、自由民権資料館閲覧室で行うことを予 定しております。

報告は以上です。

- ○委員長 特にご質問よろしいですね。皆さん、楽しみにしていてください。 次に、報告事項(5)、お願いいたします。
- **〇生涯学習センター長** 報告事項(5)「生涯学習センターホールの利用一時中止について」、 報告をいたします。

生涯学習センターの7階にホールがございますが、こちらのホールの天井の耐震改修工事のため、本年、2017年8月7日から2018年1月31日まで、利用を中止いたします。工事期間中はホールのみ利用を中止しまして、他の施設につきましては通常どおり利用できます。

工事の内容としましては、天井を撤去し、軽い材料のものを設置いたします。東日本大震災の際に、同様のホールなどのつり天井が落下するという被害がありまして、これを受けて、国で対策を講じ、建築基準法施行令の一部改正がございました。これに生涯学習センターのホールが該当するということで、今回工事を行うものでございます。

ホールの一時利用中止についての周知につきましては、広報「まちだ」4月15日号に掲載、また、町田市ホームページで、町田市生涯学習センターの施設案内ページ及び施設案内予約システムのページに掲載しております。あわせて、館内の各所でも掲示を行うなど、さまざまな周知を行っております。また、窓口、電話等でお問い合わせに対し、工期中の利用代替施設などのご案内をしております。

報告は以上になります。

〇委員長 質問などございますか。

私から、ちょっと基本的なことを教えてください。特定天井という表現がありますが、 高さ6メートルを超えるということですから、例えばこの部屋の天井はもう除外されるわ けですね。いわゆるホールというイメージをすればいいのでしょうか。

- **〇生涯学習センター長** おっしゃるとおりです。6メートルなので、かなりの高さのホールとか体育館とか、そういったものが該当いたします。
- ○委員長 ほかにございますか。

それでは報告事項(6)、お願いいたします。

○図書館長 それでは報告事項(6)「『本がつなげる まちだライブ・ラリー』の開催について」、ご報告いたします。

図書館では、小学校高学年から高校生までを主なターゲットとして、本に触れ、読み、 表現する楽しさを体験すること、また夏休みに図書館を利用してもらうことを目的として、 図書館ならではの夏のイベントを開催いたします。

期間は7月1日から8月31日まで。受付場所は町田市立図書館全館と町田市民文学館ことばらんどになります。

内容についてご説明いたします。本を読み終えましたら、専用台紙に、POP、本の紹介になりますけれども、こちらを書いていただいて、図書館に提出してもらいます。1枚提出するごとにスタンプを1つ押すことができ、スタンプの数に応じて図書館オリジナルグッズをプレゼントいたします。

お手元にお配りしてありますチラシの裏面、下のほうをごらんください。こちらを切り取ってPOPの台紙として使うようになっております。それから次のA5判の用紙がスタンプ台紙になります。こちらを各館に用意して、POPを提出していただいたら、スタンプを押すという形になっています。いただいたPOPにつきましては、図書館のライブ・ラリーコーナーというところに掲示してご紹介していきたいと思っております。

また、読む本については、小説、漫画あるいは新書等、ジャンルは問いません。また、 図書館のホームページのほうにもお勧めの本のブックリスト等を用意いたします。

なお、今回は、読書普及の目的に賛同いただきまして、株式会社有隣堂さん、株式会社 久美堂さんから景品も提供していただいております。

PRにつきましては、6月15日の広報「まちだ」、また図書館のホームページ、ツイッタ 一等を活用いたします。 それから、各図書館の近隣の学校にも訪問して、積極的にPRを行う予定です。また、 公立中学校の全生徒にはチラシの配布を行う予定でございます。

報告は以上でございます。

〇委員長 楽しい企画、ありがとうございます。

広報「まちだ」は何日付の広報ですか。

- ○図書館長 6月15日付になります。昨日でした。
- ○委員長 わかりました。見落としておりました。もう一回よく見ます。 何か質問などありましたらお願いします。
- **〇八並委員** 市民参加型の大変よい企画だと思いますが、これは町田市独自の企画という ことなのでしょうか。それとも、例えばこのような実績のある図書館などがあった上での 活動ということになるのでしょうか。
- **○図書館長** この企画ですけれども、私の知る限り、公立図書館では余り聞いたことはないと思います。ただ、ちょっと似た事例が大学の図書館、新入生向けとか、そんなのは少し新聞の記事で読んだことがあります。
- **〇八並委員** 今の本ということでは、本屋さんでもいろいろな形でグッズなどを使って購買意欲をかき立てたりしているというような状況でもありますし、POPというようなものが、今、若者の中でも非常に流行していたりというところもあると思います。子どもたちが本に興味を持ったり、親しみを持ったりするよい企画になると思いますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。
- ○委員長 ほかにございますか。

それでは報告事項(7)、お願いいたします。

○図書館市民文学館担当課長(町田市民文学館長) では、報告事項(7)「『ことばらんどでたからさがし!~中垣ゆたか展』の開催について」、ご説明申し上げます。

ごらんの資料に基づき、要点をご説明させていただきます。

まず開催期間につきまして、7月15日、土曜日から9月18日、月曜日の祝日まで、延べ 56日間にわたり開催いたします。

6 「開催趣旨」についてですが、これまで文学館の夏季の企画展では、夏休みの子ども さんたちに楽しんでいただくための絵本ですとか、児童文学を中心に取り上げてまいりま した。この趣旨にのっとり、今年も町田市在住の絵本作家、中垣ゆたか氏の作品をご紹介 する企画展といたします。 7 「展示構成」をごらんください。本展におきましては、中垣氏の原画の展示にとどまらず、「みんなでたからさがし!」と称する絵本の世界を再現した物語のおもしろさを体験できるようなコーナーを設けたり、8 「関連事業」としましては、中垣さんみずから講師を務めていただいて、4コママンガ作りや、UFOの工作教室を開催するなど、子どもさんたちの夏休みの思い出づくりの場となるような企画といたします。

また、中垣ゆたかトークショーでは、ゲストをお招きし、20代、30代の方々にも興味を もっていただける内容としながら、幅広い年代の方々に文学館へお越しいただけるように いたします。

報告は以上です。

- ○委員長 質問などございますか。
- **〇八並委員** 中垣ゆたかさんの絵は大変細かい描写もあり、子どもたちが本当に宝物を探 すようにいろんな形で見ることができると思って楽しみにしています。

市民の皆さんへの周知等はどのような形で行われますでしょうか。

○図書館市民文学館担当課長(町田市民文学館長) まず 6 月 28日に町田市長の記者会見の場がございまして、そちらに取り上げていただきます。それから 7 月 1 日の町田市広報に子ども生活部が、夏休みの子どもさん向けの別冊の特集を組むのですが、その中にも取り上げていただくことになっております。

それと、チラシやポスター類を作成いたしまして、市内の小学校には全校児童さんにお配りいただける分のチラシを用意しましてお配りします。また、中学校ですとか高校、市内の幼稚園、保育園、それからお隣の相模原市からもお越しいただけるケースがありますので、相模原市の小学校や幼稚園などにも、チラシ、ポスターなどをお配りしながら広報したいと思っております。

以上です。

- ○八並委員 ありがとうございます。報告(7)のことだけではなくて、報告(4)、報告(6)、それぞれ子どもたちの夏休み期間を利用した企画になると思います。より多くの市民の皆様がこういったものに触れて楽しんでいただける機会になればいいと思いますので、ぜひ広報、PR等、どうぞよろしくお願いいたします。
- **〇委員長** ほかにございますか。

それでは報告事項(8)、お願いいたします。

○指導課統括指導主事 報告事項(8)「2017年度町田市学力向上推進フォーラムの実施報

告について」、報告させていただきます。

開催日時は5月16日、火曜日、町田市民ホールにて、参加者が425人で行われました。

内容は、(1)「『町田市学力向上推進プラン』報告」、(2)「協同的探究学習を取り入れた模擬授業」、実際に観客を生徒役として模擬授業を行いました。(3)「パネルディスカッション『学力向上と協同的探究学習について』」でございます。登壇者につきましてはそちらをごらんください。

続いて、次のページです。当日は、一番上の右側の写真ですが、学力向上推進キャラクターの「のび~るくん」にも登場してもらい、観客のインタビューなども行いました。 アンケートの内容です。一部紹介させていただきます。

「教職員」です。「従前の教師が中心に進める授業と比べることで、協同的探究学習による教育の深まりや広がりを実感することができたと思う」。

「時期については是非次年度へ向けご検討頂きたいと思います。運動会(春)の終了後 あたりに予定して頂けると、参加者も増えると思います」。

「放課後学習教室でのタブレットを使った取り組みを聞いて、復習としてタブレットを使うことの有効性を強く感じました。ICT教育の良さが出る教育方法を町田市の小・中学校全体にも広げていただきたいです」。

飛ばしまして、「保護者・一般」のほうです。「基本はできるけれども、そこからさらに 知識や意見を展開させることができていない現状がわかりました」。

「従来の授業方法と協同探究での授業方法の比較がされていてとてもわかりやすかったです。子供の言葉をそのまま受けとめて、似た考え同士をつなげる。先生の言葉で置き換えない(まとめない)ところに感心いたしました」などをいただきました。

報告は以上です。

- **〇委員長** 何か質問などありましたらお願いいたします。あるいは参加されたときの感想などでも結構ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- **〇八並委員** 学力向上推進フォーラム、本当にありがとうございました。多くの方に参加 していただいたことは非常によいと思います。先ほどアンケートの内容等にもありました が、特に今回は、町田市が進めている協同的探究学習の授業について、保護者、一般の方 に対して、より理解を深めていただくということでしたので、このようなアンケートが出 されましたことは成果として手応えがあったのではないかと感じております。
- **〇委員長** ほかによろしいでしょうか。

それでは報告(8)を終わりまして、報告(9)といたしまして、先ほど八並委員から ご質問のありました、もしいじめが疑われる事例が生じた場合の町田市での対応方法につ いて、報告をお願いいたします。

○指導室長(兼)指導課長 私からは、報告事項(9)いじめが疑われた際の町田市での 対応についてご報告いたします。

はじめに、児童・生徒の尊い命が失われるような事例につきましては、教育に携わる者として、あってはならないことであり、報道等があるたびに心を痛めているところでございます。またその対応について、常に報道されている状況につきましては、自らのこととして捉えて対応すべきであると現在受けとめているところでございます。

町田市では、町田市いじめ防止基本方針改訂版に基づき、各学校で、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいるところであり、いじめがあった際には、解消に向けて組織で取り組んでいるところでございます。

まず、いじめが疑われた際による対応でございますが、いじめの疑いがある段階で、いじめを訴えた児童・生徒を守るとともに、事実確認を行ってまいります。事実確認をする際には、保護者と連携しながら、いじめを訴えた本人から話を聞くとともに、周囲からの聞き取りも行ってまいります。また、いじめをしたとされる児童・生徒からも聞き取りを行い、どのような事実があったのかを組織で確認をしてまいります。この流れは、いじめと断定された段階ではなく、いじめの訴えがあった段階や、心のアンケート等で、いじめがあるのではと疑いがある段階から行うものでございます。

また、最近の報道にありますような、いじめによる重大事態についてでございますが、 町田市教育委員会では重大事態を2点で捉えております。第1に、児童・生徒の生命・心 身または財産に重大な被害が生じた疑いのある事態、第2に、児童・生徒が30日以上長期 間学校を欠席することを余儀なくされている事態でございます。これはいじめ防止対策推 進法第28条に基づくものでございます。

学校でいじめの重大事態が発生した、また重大事態が疑われる場合には、教育委員会に報告するとともに、学校では、学校いじめ対応チームにおいて学校調査を実施します。その際に、教育委員会は指導主事を学校に派遣し、学校調査をできる限り詳細に行うため、アンケート調査を実施したり、聞き取り調査を実施したりいたします。

さらに、いじめを受けている児童・生徒を守るための措置を講じたり、心のケアを図る ために、スクールカウンセラーや教育センター等の心理士を派遣したりするなどの措置も 講じてまいります。

教育委員会事務局では、この学校調査の報告に基づき、調査内容、いじめを受けている児童・生徒やその保護者への説明の状況、いじめたとされる児童・生徒やその保護者への指導の状況等を確認し、教育委員会に報告をいたします。教育委員会では、学校調査等の報告に基づき、意見を求めたり、さらに詳細な調査が必要との判断をされたりした場合には、教育委員会付属機関であるいじめ問題対策委員会への諮問や調査依頼をしていただく流れになっております。

なお、いじめ問題対策委員会は、町田市教育委員会、いじめ問題対策委員会及び町田市 いじめ問題調査委員会条例に基づくものであり、このいじめ問題対策委員会は第1条によ り設置をされております。また第3条により、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等の ための対策の推進について調査、審議し、答申するということが条例で定められておりま す。

いずれにいたしましても、いじめは重大事態であるかの認定をどのようにするかではなく、大切なのは、いじめの訴えがあった時点、また、いじめが発見された時点で、組織で事実の確認を早急に実施し、対応に当たることでございます。そして、これはどのようないじめについても同様の対応が必要であり、はじめから、いじめによる重大事態であるとか、重大事態ではないとして対応するのではなく、何があったのかを明確にするとともに、いじめの行為が継続して実施されているのであれば、学校の組織と保護者が連携していじめの行為をとめることが大切であるというように捉えております。

町田市教育委員会では、今後もいじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組 みを積極的に真摯に行っていくところでございます。

報告につきましては以上でございます。

- ○委員長 ただいまの報告につきまして、まず八並委員、何か感想、意見等ありましたら、 お願いします。
- **〇八並委員** ありがとうございました。いじめ防止基本方針に基づいてということで、私自身もこの町田市教育委員会定例会でも、いじめ問題対策委員会の設置などの条例を決める際にいろいろ勉強してきたところであり、非常にきちんとした手順で早期から対応していくという町田市での実態がわかってよかったと思います。
- **〇委員長** この際、いじめ問題の対応について何かご意見等ございますか。

私からですけど、今回、八並委員が質問に至った経緯には、マスコミで取り上げられて

いる、具体的に申しますと、取手市教育委員会での問題がありまして、実際の情報を入手できませんので、マスコミで報道されるとおりなのかどうかは全くわかりませんが、私は教育委員の1人として、報道がなされているように重大な問題ではないと教育委員会が議決してというようなことは絶対にあり得ないなということだけは、この場で申し上げたいと思います。

もう1つ、今、指導室長のほうから、対応についてお話があり、全くそのとおりだと思いますが、一番大事なのは、特に学校でのいじめへの気づきとか、早期に対応するとか、またそれを教育委員会に報告し、教育委員会と連携して対応していくとか、そのあたりの学校の認識、あるいはもっと言うと、個々の先生方の認識、このあたりをいかに実現するかというところがすごく大事だろうと思います。教育委員会、特に指導課の皆様には、学校のそういう細かなところにまで配慮ができる姿勢について、今後もご指導をしていただければありがたいなと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

○森山委員 先ほどの指導室長のお話で、私どもも非常によく理解することができました。 その中で、特にしっかりと示されておられますが、疑いがある段階でのというところが、 私は非常に重要なところだと思います。そういう意味では、第三者委員会でも何でもそう ですけれども、疑いがある段階での対応といいますか、あるいは初期対応について十分に 吟味する、そういう方向でご対応いただきたいというふうにも思いますし、そのことをし っかりと今日お示しをいただき、私も理解することができました。ありがとうございます。

○委員長 今、森山委員のご発言で、私がもう1つ思ったことをご披露させていただきますと、これがいじめかいじめでないかという議論から始まる対応があって、そこから混乱を来すことがよくあるのです。片方はいじめだ、片方はいじめでないということで、いじめだったら対応するけど、いじめでなかったら対応しないというような、いじめの定義から始まるような対応は間違っていると私は思います。

先ほどアンケートなどもとられているということでありますので、学校の子どもの中に、嫌な思いをして生活をしているという子どもがいたら、その子どもに寄り添っていこうというところで、結果的にいじめとなることもあるでしょうし、そうでないものもあると思いますけど、学校はいじめの定義から入らないほうがいいのではないかなと常々思っておりますので、もし参考になりましたら、ご指導の際にお願いできればというふうに思います。

ほかにございませんか。 それでは休憩いたします。

午前 11 時 30 分休憩

午前 11 時 31 分再開

〇委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○委員長 以上で町田市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。 午前11時34分閉会